□新規採用職員□

新たに11名の職員が加わりました。よろしくお願いいたします。

上原　笑
（教育課 総務・学校教育係）

佐久　由乃
（保健福祉課 保育園）

名取　知里
（保健福祉課 保育園）

五味　俊平
（教育課 社会体育係）

行田　智昭
（住民財務課 税務係）

小熊　詩音
（教育課 文化財係）

行田　翔
（建設水道課 上下水道係）

松澤　美咲
（住民財務課 住民係）

両角　貴将
（商工観光課 商工観光係）

松森　多恵
（教育課 生涯学習係）

両角　拓夢
（保健福祉課 医療給付係）

平成２９年工業統計調査を実施します

政府統計

○平成２９年工業統計調査は、従業者４人以上の全ての製造事業所を対象に、平成２９年６月１日時点で実施します。
○工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
○調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。
○調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。
○調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。

工業統計キャラクター・コウちゃん

経済産業省・都道府県・市区町村

問　総務課 企画振興係 ☎79 - 7942（直通）

平成29年4月 人事異動

■4月1日付で行われた村人事異動の内容をお知らせします。
（　）内は前職。

■課長級

会計管理者兼会計室長	津金　一臣	（住民財務課長）
総務課長	宮坂　道彦	（保健福祉課長）
住民財務課長	北原　一幸	（議会事務局長）
保健福祉課長	小島　早苗	（保健福祉課 健康づくり係長）
議会事務局長	伊藤　弘文	（総務課 総務係長）
農林課長 兼農業委員会事務局長	牛山　輝明	（農林課 農村整備係長）

■係長級

総務課 企画振興係長	伊藤　証	（総務課 企画係長）
総務課 総務係長	清水　秀敏	（住民財務課 税務係長）
保健福祉課 健康づくり係長	伊藤　佳江	（諏訪広域連合 介護保険課）
農林課 農村整備係長	小林　孝行	（農林課 農政係）
教育課 生涯学習係長兼中央公民館長	齊藤　達生	（教育課 生涯学習係）
住民財務課 税務係長	清水　晃	（諏訪広域連合 企画総務課）

■係

総務課 企画振興係	小林　千保美	（総務課 村づくり係）
総務課 総務係	鎌倉　とみか	（教育課 生涯学習係）
農林課 農政係	宮坂　隆	（総務課 村づくり係）
教育課 図書館係	牛山　みふき	（建設水道課 上下水道係）
商工観光課 商工観光係	菊池　紀幸	（総務課 企画係）
建設水道課 建設係	伊藤　淳一	（住民財務課 住民係）
教育課 生涯学習係	秋山　奈津	（住民財務課 税務係）
総務課 企画振興係	日達　理奈	（総務課 総務係）
保健福祉課 社会福祉係	堀　嵩	（教育課 社会体育係）
総務課 企画振興係	小池　祐貴	（長野県 市町村課 研修派遣）
建設水道課 建設係	後藤　真一郎	（総務課 総務係）
建設水道課 環境係	行田　裕貴	（住民財務課 税務係）

■派遣職員

原村社会福祉協議会	鎌倉　丈典	（建設水道課 建設係）
諏訪広域連合 企画総務課	小松　昌人	（保健福祉課 社会福祉係）
諏訪広域連合 介護保険課	百瀬　裕子	（保健福祉課 医療給付係）
長野県 諏訪地域振興局 企画振興課	阿部　祐子	（商工観光課 商工観光係）
総務課 企画振興係	長岡　真実	（長野県 産業労働部 人材育成課）

■再任用

教育課 文化財係	平林　とし美	（教育課 文化財係長）

■退職（H29年3月31日付）

折井　為彦	（総務課長）
清水　正巳	（会計管理者兼会計室長）
小林　千展	（農林課長兼農業委員会事務局長）
平出　定嘉	（教育課 生涯学習係長兼中央公民館長）
宮坂　吉一	（原村社会福祉協議会）
宮坂　せつ子	（教育課 図書館係）
宮坂　勝治	（建設水道課 建設係）
松澤　利子	（保健福祉課 健康づくり係）
田中　美穂	（建設水道課　環境係）
新井　麻穂	（保健福祉課 保育園）
加藤　息吹	（総務課 企画係）
福島　渚沙	（保健福祉課 保育園）
松澤　文樹	（総務課 総務係）

～総務課の組織改編について～

より一層業務を充実させるために、4月1日付で総務課「企画係」及び「村づくり係」を統合し「企画振興係」を新設しました。なお、場所は役場2階フロアから変更ありません。

●表紙写真／「入学おめでとう」
4月6日に行われた原小学校入学式では、朝、初登校した児童が玄関前に立て掛けられた「入学式」の看板を背に、保護者らと記念撮影をしている姿が多く見られました。笑顔いっぱいの児童や緊張して硬い表情の児童など、たくさんの微笑ましい姿を見せてくれました。

・人口	7,930人（+5）
・男	3,959人（+4）
・女	3,971人（+1）
・世帯数	3,193世帯　（+6）
・転入	71
・転出	68
・出生	9
・死亡	7

平成29年3月末現在
（　）内は前月比

※編集日程の都合により人口の集計データが反映できない場合、前々月の数値を掲載する場合があります。

平成29年度　農政補助事業

村では、高齢化などによる農家戸数の減少に伴う遊休農地化の防止、農産物の品質向上や生産者の負担軽減対策、農業生産にかかわる環境への配慮、有害鳥獣被害対策など、農業振興を図ることを目的に、次の事業に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

●農業後継者育成事業

既存農家の担い手確保を目的に、次の要件に該当する農業後継者に補助金を交付します。

・対象となる方　(1) 認定農業者の後継者として就農した方
(2) 村内に住所を有する親元就農者等で、村内で農業経営を行う方
(3) 平成２４年４月以降に就農し、就農日における年齢が４５歳未満の方
(4) 前年度の年間農業従事日数が村内で２００日以上である方
(5) 前年の合計所得金額が２５０万円未満の方

・この他にも要件がありますので、農政係までお問い合わせ下さい。

補助金額：２０万円（1回のみ）

＜申請方法＞交付申請書、申請年度から5年間の営農計画書、前年度農作業日誌、前年の所得証明の写し、住民票の写しを農政係へ提出して下さい。

●新規就農後継者育成支援事業

担い手の確保育成のため、先進農家や農業研修機関などでの研修により技術の向上を図り、農業後継者の育成をすすめます。

・農業後継者　村内在住の農家の子弟で、就農前に自宅以外の先進農家、農業研修機関等で月15日以上研修を受ける40歳未満の者。
補助率：1月あたり30,000円（1年を限度）

・新規就農者　上記以外の者で専ら農業で生計を維持することを目的に新たに農業を営む計画で、就農前に自宅以外の先進農家、農業研修機関等で月15日以上研修を受ける40歳未満の者。
補助率：1月あたり20,000円（2年を限度）

＜申請方法＞研修計画書、営農計画書、履歴書を添えて交付申請書を農政係へ提出してください。
実績報告書に研修実施報告などが必要になります。
※申請前に農政係へご相談ください。

●野菜花卉作期拡大事業

野菜花卉の作期拡大と品質向上を目的に、パイプハウス、被覆材等の導入を進め、購入費の一部を補助します。

対象資材：パイプハウス、被覆材

補助率：1平方メートルあたり4,000円を上限に購入費の20%以内

＜申請方法＞交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。
※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

●有機栽培産地確立事業

高原野菜を主体に有機栽培を促進し、環境に配慮した農業経営を目指すとともに、有機野菜栽培地としての地位を確立するため、村内で生産されたバラ堆肥の購入費及び運搬・散布費の一部を補助します。

対象資材：堆肥費及び堆肥の運搬・散布費（堆肥購入に併せて運搬・散布を依頼した場合のみ対象）

補助率：購入費などの30%以内

＜申請方法＞交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。
※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

●高温障害対策事業

セルリーやホウレン草をはじめとする高原野菜やスターチスなどの農産物を夏場の高温障害から保護し、産地としての地盤をより確立するための資材購入費の一部を補助します。

対象資材：遮光シート等

補助率：購入費の10%以内

＜申請方法＞交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。
※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

●有害鳥獣被害防止事業

農作物の有害鳥獣被害を未然に防止するために防護柵等を設置した農業者に対して、経費の一部を補助します。

対象資材：防護柵、防護ネットなど

補助率：購入費の３０%以内

＜申請方法＞交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。
※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

●減肥栽培普及促進事業

諏訪湖や河川などの水質汚染対策として、農地から流入する窒素・リンの軽減と、肥料の購入経費削減のため、水稲や野菜などの減肥栽培を推進します。化学肥料を慣行農法より30%以上削減していて、一筆ごとの散布量が分かること（堆肥については制限を設けません）、米や野菜、花卉を出荷していることを条件とし、面積に応じて補助金を交付します。補助率：減肥栽培農地面積10aあたり500円

＜申請方法＞交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に栽培日誌などが必要になります。

●農地流動化補助事業

村内の農地の流動化を促進し、担い手の育成、遊休荒廃農地の減少を図り、地域農業の振興を担っていく体制を確立するため、農地の流動化を行った借り手農家などに対し補助金を交付します。

補助率：借受農地面積10ａあたり3,000円

＜申請方法＞対象者に交付申請書を郵送しますので、担当地区の農業委員の確認を受け、農業委員会へ提出してください。

●農業経営基盤強化資金利子助成事業

株式会社日本政策金融公庫から農業経営基盤強化資金の融資を受けて、経営の規模拡大や効率化を図ろうとする認定農業者の借入金利負担を軽減するため資金融資を受けた認定農業者に対して、利子助成金を交付します。

補助率：各期間ごとの融資平均残高に係る利子の条例で定める率

＜申請方法＞金融機関または農政係へご相談ください。

●農業近代化資金融資利子補給事業

農業者などの農業経営の近代化を推進するのに必要な生産施設等の整備拡充をはかるため、特定の金融機関が融資を行なった場合において予算の範囲内で利子補給金を交付します。

補助率：融資に係る利子の1%以内

＜申請方法＞金融機関または農政係へご相談ください。

事業の詳細については、下記までお問い合わせください。

農林課 農政係　☎79−7931(直通)

農業委員会からのお知らせ

平成28年4月1日から適用となる「農業労働賃金・機械作業料金」と平成29年4月に公表した「農地の賃借料情報」についてお知らせします。

問　農業委員会　電話79-7934(直通)

■農業労働賃金・機械作業料金　標準表

種別		作業別	金額	摘要	備考
農作業		一般作業	820円	1時間	年間
水田機械作業	耕起	ロータリー	7,000円	10a当り	
	代かき	一番代かき	6,800円		
		二番代かき	6,300円		
	田植	一人付田植のみ	10,000円		
		機械の賃借	4,500円		
	収穫	コンバイン	21,800円		結束ヒモ含む 運搬は別料金とする 車両1回につき 軽トラック･･･1,000円 普通トラック･･･2,000円
		バインダー	10,000円		
		脱穀	7,900円		
畑機械作業	そばコンバイン		7,000円		
	耕起	ロータリー	7,000円	10a当り	
		プラウ	8,400円		
	機械マルチ掛（一人付）		1,800円	100m当り	
その他	ライムソワー（散布のみ）		3,700円	10a当り	200kg以内、肥料をほ場まで運搬しておく
	マニアスプレッター		4,400円	2t車1台分	積込み及び散布
	サブソイラー		5,200円	10a当り	基盤破砕排水2m巾
	プラソイラー		6,300円		基盤破砕排水1m巾

※標準労賃は、1日当たり実労働時間8時間を基準として、1時間当りとします。

※時間や作業内容等が増減する場合は、双方話し合いの上その率により算出してください。

※消費税は内税とします。

※賃金の精算（勘定）日は作業終了の末日とします。

※左記の金額は、ひとつの「目安」です。ほ場条件の悪い場合は割増料金とするなど、金額は双方の合意で決めてください。

この金額は、平成28年4月1日から適用します。（通常3年に1回見直します。）
◎点検を行い、時間にゆとりを持って事故を防ぎましょう。　◎お互いに決めた事は守りましょう。

■農地賃借料水準（10a当たり）

平成28年1月～平成28年12月までに締結（公告）された農地の賃借料は、下記のとおりです。

○田の部

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
4,500円	8,000円	2,000円	105	13

○畑の部（畑地かんがい施設あり）

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
12,800円	20,000円	5,000円	47	4

○畑の部（畑地かんがい施設なし）

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
3,800円	7,000円	3,000円	86	9

※賃借水準の計算に当たっては、賃借料情報の信頼性を高めるため、地域の平均に比べて著しく低額あるいは高額と推測される賃借料を除いています。
※この情報はあくまでひとつの「目安」です。土地の広さ、形状、水利等の条件により、双方で十分な協議をして賃借料を決定してください。
※双方の取決めは、必ず守りましょう。

農作業事故に注意しましょう！

国内では農作業死亡事故が毎年380件程度発生しています。村内においてもトラクターでの転落・転倒事故による重大事故や、ハウスのビニールかけ作業中における脚立からの転落事故、斜面や足場の悪いところでの転倒事故等が毎年報告されています。

トラクターの安全キャブ・フレームなどの安全対策が講じられた農業機械の導入や農業機械の定期的な点検、農作業事故の約7割を占める高齢者の方は特に自らの心身機能の衰えを意識して余裕をもった作業を心掛けるなど、農作業事故を起こさないように注意しましょう。

■村内の農作業事故原因別発生件数

（単位：件数）

事故原因＼年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
トラクター	2	1	1	0	1	0	0	0	0
耕運機	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業用自動車	0	0	0	0	0	1	0	0	0
コンバイン	0	0	0	1	1	0	1	0	0
動力草刈り機	0	0	0	0	0	0	0	1	0
電力カッター・チェーンソー	0	1	1	1	0	0	2	0	0
噴射器（動力）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の農作業	3	6	5	3	2	2	6	1	1
合計	5	8	7	5	4	3	9	2	1

原村農業者労働災害共済に加入しましょう

原村農業者労働災害共済は、農作業中に怪我をした場合に共済見舞金を支給する、村独自の制度です。もしもの事故に備えてご加入ください。

◎加入金及び掛金
世帯・法人単位で経営耕作面積に応じ、年間650円～1,250円です。雇用者がいる場合は1人300円で加入できます。（ただし、同居でも世帯分離している場合は、別に加入する必要があります。）

◎共済の内容
医療共済見舞金（治療に要した費用の支払い）、休業見舞金（休業した分を補てん）、障害共済見舞金（障害が残った場合の補償）、遺族共済見舞金（死亡した場合）

◎ケガをしたら
7日以内に医師の診断を受け、1か月以内に農政係までご連絡ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。
問　農林課農政係　電話79－7931（直通）

結婚相談　ー4月から結婚相談員が変わりましたー

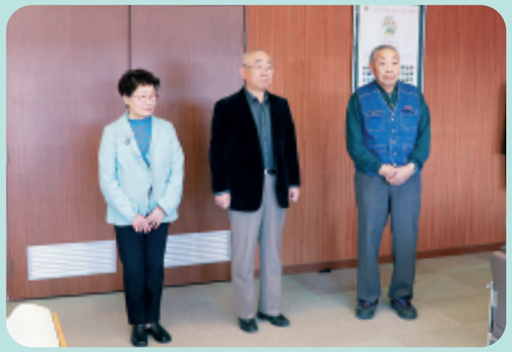

藤森 美智さん　森 陽一さん　五味 勇吉さん

男女の出会いや結婚を真剣に考えているみなさん、または、そのご家族の方

お気軽にご相談ください！

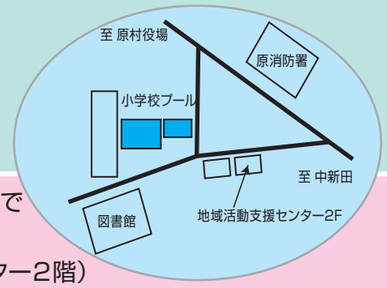

○開設日　毎月第3日曜日　午後1時30分～午後5時まで
○場　所　原村結婚相談所
（原村図書館東側　原村地域活動支援センター2階）
○内　容　・結婚相談
・出会いの機会の支援
・諏訪広域連合や八ヶ岳定住自立圏（原村・富士見町・北杜市）を始め各市町村や団体等で行うセミナーやイベント等のご案内

※相談開設日は、２人体制で行います。お気軽にお尋ねください。

原村結婚活動推進事業『原村マリッジサポートセンター』からのお知らせ

原村マリッジサポートセンターでは、独身者の意識改革や婚活をサポートする人材の育成を目的としたセミナーの開催、出会いのきっかけづくりとしてイベントの案内、結婚相談所の開設など皆さんの婚活を支援しています。

「HARA TRENDY CLUB」登録会員募集！　**入会費・年会費は無料**

「HARA TRENDY CLUB」（ハラ・トレンディクラブ）への登録

○原村に在住・在勤の「20歳以上の独身者」または、結婚後原村に住む意志のある方
○出会いや結婚を真剣に考えている人

交際や結婚を前向きに考えるきっかけとしてセミナーやイベントに参加してみませんか。
※秘密は堅く守ります

ながの婚活マッチングシステム登録会員募集！

長野県では地域を超えた広域的なマッチングが可能となる「ながの結婚マッチングシステム」を立ち上げ、村も参加しております。

役場内端末からインターネットを通じ、自分の条件に合った相手を検索することが可能となり、お互いの条件が合えば引き合わせ（お見合い）も期待できます。（2017年3月末現在で男女合計873名の登録者あり）「ながの結婚マッチングシステム」への登録には、登録料5,000円（2年間有効）と「HARA TRENDY CLUB（ハラ トレンディクラブ）」の会員であることが必要となります。

詳しくは、原村マリッジサポートセンター　電話79-7922（直通）
E-Mail:trendy-club@vill.hara.lg.jp

4月から制度改正により、低所得者に対する保険税の軽減判定基準が改正されました。

国民健康保険税の軽減判定基準が変わります

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。我が国の国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。村内に住んでいる方で、他の医療保険に加入している方とその扶養家族及び生活保護を受けている方以外の方は、国民健康保険に加入しなければなりませんので、ご理解とご協力をお願いします。なお、所得が一定の額以下の世帯には、保険税を軽減する制度があります。

■課税限度額

国民健康保険税の課税限度額は変更ありません。昨年と同額です。

課税区分	課税限度額
医療分	54万円
後期高齢者分	19万円
介護納付金分	16万円

■保険税の軽減の対象となる所得基準の改正

保険税の均等割・平等割にかかる軽減判定基準が下表のとおり改正されました。

軽減判定区分	改正前	**改正後**
7割軽減基準額	基礎控除額（33万円）	
5割軽減基準額	基礎控除額（33万円）＋ 26.5万円×被保険者数	**基礎控除額（33万円）＋ 27万円×被保険者数**
2割軽減基準額	基礎控除額（33万円）＋ 48万円×被保険者数	**基礎控除額（33万円）＋ 49万円×被保険者数**

国民健康保険税に関するお問い合わせ先
問　住民財務課税務係　☎79－7923（直通）